

ヒアリング資料（その2）

平成20年6月27日

厚生労働省・社会保険庁

- | | | |
|---------------------------|---|---|
| 1. 服務違反調査についての今後の取り組みについて | … | 1 |
| 2. 服務違反調査における管理者調査の状況について | … | 3 |

1. 服務違反調査についての今後の取り組みについて

1. 調査体制の整備

- 本年4月30日に社会保険庁より「社会保険庁職員の服務違反に関する調査報告書」を年金業務・組織再生会議に提出したところ、同会議から、調査に不備な点があったことを含め、今後の調査の取扱いについての対応の申し入れをいただいたことを踏まえ、厚生労働大臣の下に、検察官経験者、弁護士等の専門家数名による特別調査体制を設け、無許可専従及び勤務時間内組合活動について、更なる調査を行う。
- 現在、人選を含めて検討中。早期に体制を整備し、その庶務は厚生労働省大臣官房人事課を予定。

2. 調査等の内容

調査内容、調査方法等の具体的内容については、大臣の下の特別調査体制において検討していただく。

- (1) これまで社会保険庁が行った調査の検証
- (2) 全職員調査の実施
 - ①社会保険庁の全職員（一定範囲のOBを含む）を調査対象
 - ②調査票に署名・捺印し密封して委員会に提出（情報提供者の保護のため、職員から送付された回答は、厚生労働省及び社会保険庁の正規職員は開封しない）
 - ③ながら条例の適用がないことを明示
 - ④証言以外の物証の提供がある場合には、調査期間を限定しない
 - ⑤服務違反行為を呼びかけるビラなどの文書の収集
- (3) 全職員調査の結果や社会保険庁法令違反通報窓口に寄せられた情報をもとにした詳細調査（文書調査、面接調査等）

3. その他

- 日本年金機構の職員採用審査に調査結果が反映できるよう、調査を速やかに実施
- 次のことについて設立委員会で判断の上で対応
 - ・ 機構採用の内定後に、懲戒処分となる服務違反行為が明らかとなった場合は、内定取消しなどの対応
 - ・ 機構採用時に、「過去に服務違反行為を行っていない旨を誓約させるとともに、虚偽の誓約を行ったことが採用後に明らかとなった場合には、労働契約を解除することがある。」旨を確認する書面を取り交わし、機構採用後に、懲戒処分に相当する服務違反行為が明らかとなった場合に、解雇等の対応ができるようにする。

2. 服務違反調査における管理者調査の状況について

1. 当初調査における管理者調査

(平成19年12月～)

(1) 調査対象

調査対象者が管理者として在任した期間において、所属する職員が無許可専従をすることを認めた又は黙認した事実（無許可専従が疑われながら確認・指導を行っていなかった場合を含む。以下同じ。）事実があるかどうかを調査した。調査対象者は次のとおり。（調書には、署名捺印のうえ、提出させた。）

① 本庁

- 社会保険庁本庁の総務課長、職員課長（平成12年3月以前にあっては職員厚生室長）又は各課総括補佐の職にあった者及び現在同職にある者
- 社会保険業務センターの総務部長及び総務課長の職にあった者及び現在同職にある者
- 社会保険大学の庶務課長の職にあった者及び現在同職にある者

② 地方組織

- 社会保険事務局の事務局長、次長（東京社会保険事務局及び大阪社会保険事務局にあっては総務部長）及び総務課長（平成12年3月以前にあっては、都道府県民生主管部（局）保険課（部）長、国民年金課（部）長及び主幹）の職にあった者及び現在同職にある者
- 社会保険事務所の所長、次長（業務次長を除く）及び庶務課長（総務課長を含む）の職にあった者及び現在同職にある者

(2) 調査結果

- 調査対象管理者数（延べ人員） 6, 722人
- 回答票提出者数（延べ人員） 6, 462人（回答率96.1%）
- 上記回答票提出者のうち、所属する職員が無許可専従をすることを認めた又は黙認したと回答した管理者の数は、次の92人であり、報告された無許可専従者の数は、次の30人である。
 - ・東京社会保険事務局・・・43人の管理者から、17人の無許可専従者の報告
 - ・大阪社会保険事務局・・・40人の管理者から、12人の無許可専従者の報告
 - ・京都社会保険事務局・・・9人の管理者から、1人の無許可専従者の報告

2. 行為者の管理者に対する追加調査

(平成20年2月～)

東京及び大阪の管理者に対して追加調査等を行い、無許可専従の態様等について管理者に確認した結果は次のとおり。(調書には、署名捺印のうえ、提出させた。)

(1) 東京社会保険事務局

- ① 社会保険事務局に所属していた行為者について、総務課長(平成12年3月以前においては、東京都社会保険管理部管理課主幹)の職にあった者4人に確認した結果、「法律違反との認識はあったが、従来からの慣行で行われてきた」ものであり、「改善することができなかった」等の回答があった。
- ② 社会保険事務所に所属していた行為者について、事務所長、事務所次長(業務次長を除く)及び庶務課長の職にあった者80人に確認した結果、職員団体の役員になると給与を受けながらの「専従になるとの従来からの慣行に従ったものであり、法律違反との認識はなかった」等の回答があった。

(2) 大阪社会保険事務局

- ① 社会保険事務局に所属していた行為者について、総務課長(平成12年3月以前においては、大阪府社会保険管理課主幹)の職にあった者4人に確認した結果、「法律違反であるという認識はあった」が、「従来からの慣行で行われてきた」ものであり、「黙認せざるを得なかった」等の回答があった。
また、無許可専従期間中における行為者については、「主に職員団体の業務を行っていたが、職員としての本来の職務も行っていた」等の回答があった。
- ② 社会保険事務所に所属していた行為者について、事務所長、事務所次長(業務次長を除く)及び庶務課長の職にあった者73人に確認した結果、「法律違反であるという認識はあった」が、「従来からの慣行で行われてきた」ものであり、「黙認せざるを得なかった」等の回答があった。
また、無許可専従期間中における行為者の態様については、「主に職員団体の業務を行っていたが、職員としての本来の職務も行っていた」等の回答があった。

3. 行為者の管理者等に関する関与の状況に係る詳細調査

(平成20年5月～)

- 現在、東京、大阪及び京都の各社会保険事務局において判明した無許可専従に関し、その管理者等に対して、無許可専従への関与の有無、関与の方法等を確認する詳細調査を行っているところ。
- 具体的には、例えば勤務時間管理員に対して、勤務時間報告書の作成は自ら行い押印していたのか等について確認するなど、処分対象者の範囲と程度を確定するために、関与の度合い等について調査を行っている（調書には署名捺印のうえ、提出させる。）。
- また、懲戒処分の範囲及び量定等については、人事院と相談しながら検討を進めることとしている。

(注) 調査対象者数(人数は重複を含む)

	事務局	事務所
行為者を管理すべき立場にあった者	66人(事務局長、総務部長(次長)、総務課長、所属課長)	64人(所長)
勤務時間管理員(勤務時間報告書を作成する立場にあった者)	25人(係長等)	52人(庶務課長)
勤務時間報告書に証明した者(証明すべき立場にあった者)	11人(事務局長)	64人(所長)
勤務評定を行う立場にあった者	30人(所属課長)	64人(所長)